

令和6事務年度における相続税の調査等の状況（宮崎県版）

令和7年12月
熊本国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和6事務年度においては、実地調査件数は53件（対前事務年度比93.0%）、追徴税額合計は2億6,000万円（同49.9%）と、いずれも減少しました。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	57	53	93.0
②	申告漏れ等の非違件数	件	51	43	84.3
③	非違割合 (②／①)	%	89.5	81.1	▲ 8.3
④	重加算税賦課件数	件	9	4	44.4
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)	%	17.6	9.3	▲ 8.3
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	百万円	2,154	1,162	53.9
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円	128	137	107.1
⑧	追徴税額	本税	454	232	51.0
⑨		加算税	66	28	42.8
⑩		合計	520	260	49.9
⑪	1 実 件 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥／①) ^(注)	万円	3,778	2,192
⑫		追徴税額 (⑩／①)	万円	912	490

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「II 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

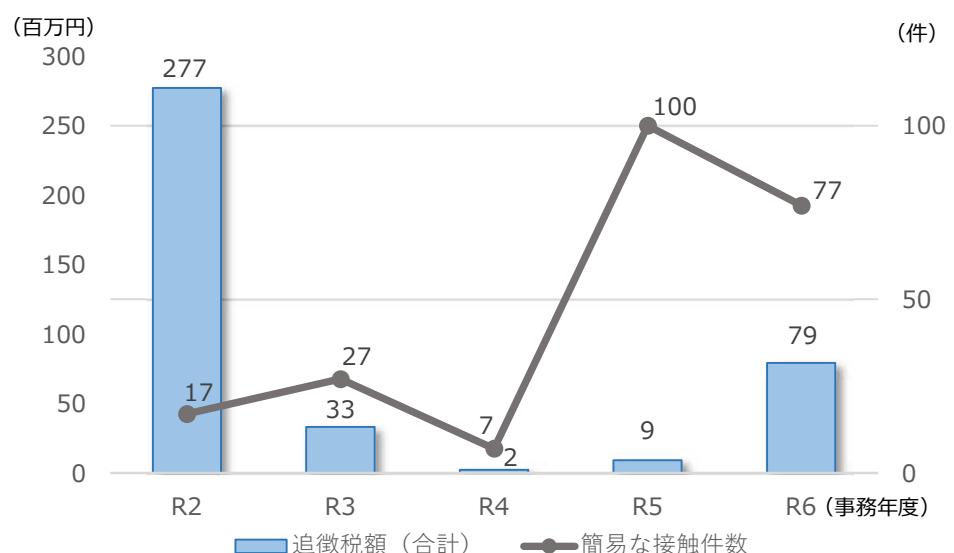
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和6事務年度においては、接触件数は77件（対前事務年度比77.0%）と減少し、申告漏れ等の非違件数は54件（同200.0%）、申告漏れ課税価格は7億5,900万円（同384.1%）、追徴税額合計は7,900万円（同861.7%）と、いずれも増加しました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

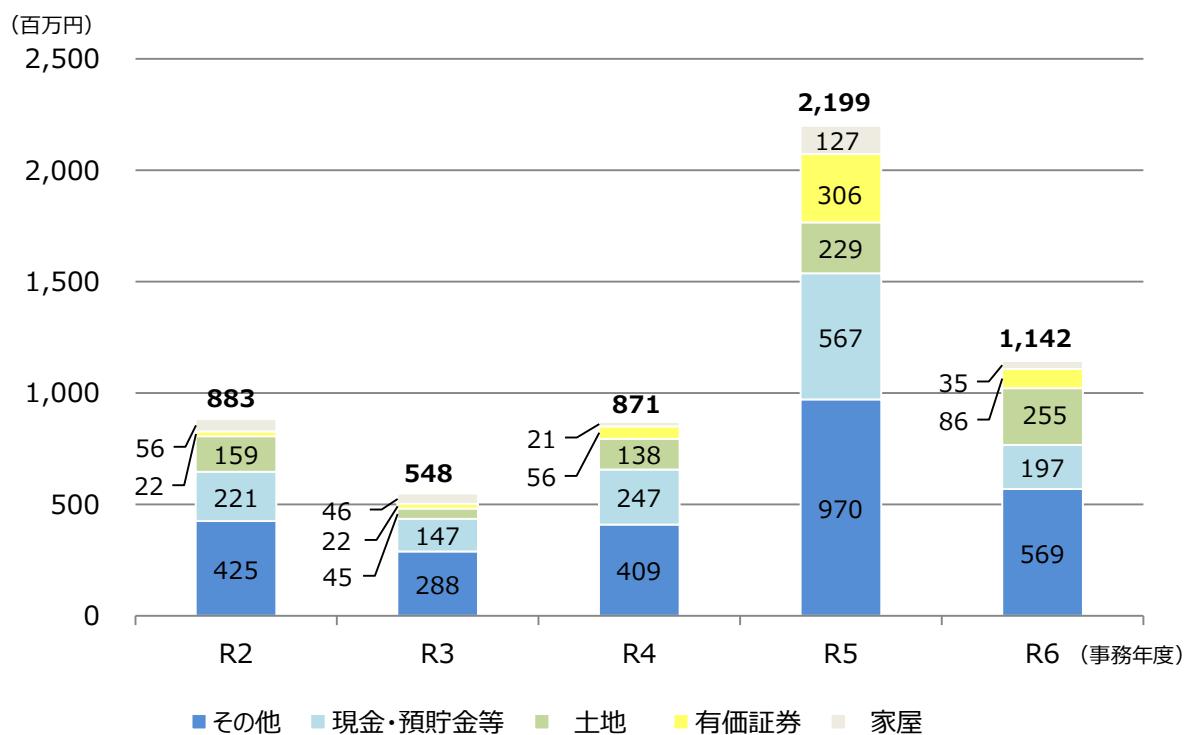
項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	簡易な接触件数	件	100	件	77.0 %
②	申告漏れ等の非違件数	件	27	件	200.0 %
③	申告漏れ課税価格	百万円	198	百万円	384.1 %
④	追徴税額	本税	百万円	75	1058.5 %
⑤		加算税	百万円	4	173.5 %
⑥		合計	百万円	79	861.7 %
⑦	1 簡易な接触件数	申告漏れ課税価格 (③) / ①)	万円	985	498.9 %
⑧		追徴税額 (⑥) / ①)	万円	102	1119.1 %

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

